

○越谷市空家等対策協議会条例

平成30年3月20日

条例第34号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、越谷市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 法務に関する学識経験者
- (4) 不動産に関する学識経験者
- (5) 建築に関する学識経験者
- (6) 福祉に関する学識経験者
- (7) 文化に関する学識経験者
- (8) 公募による市民
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市整備部建築住宅課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 越谷市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略